



損害ジャパン日本興亜

『生コンクリート協同組合向け国内PL保険制度』のご案内

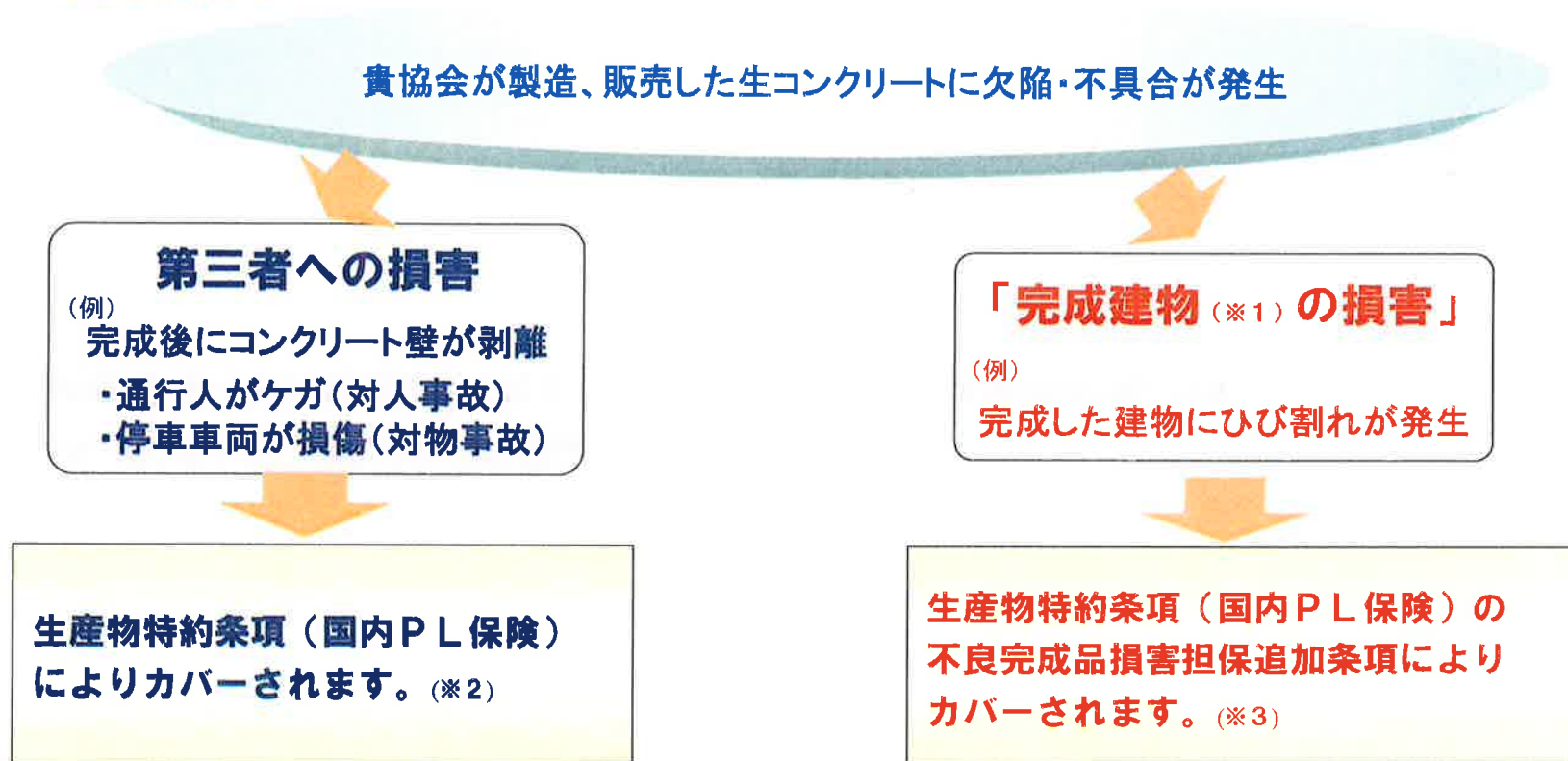
(生産物特約条項＋不良完成品損害担保追加条項(生コンクリート事業者用)他 付帯)

平成29年3月

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

1. 生コンクリートの製造に伴う2大リスク

万一、貴組合が製造し、貴組合を通じて販売された生コンクリートの品質に問題があり事故が発生した場合、貴組合または貴組合の会員事業者様が負担するのは、主に、以下の2つのリスクであると考えられます。



(※1) 生コンクリートが原材料またはその一部をなす工作物をいい、建設中の建物も含まれます。

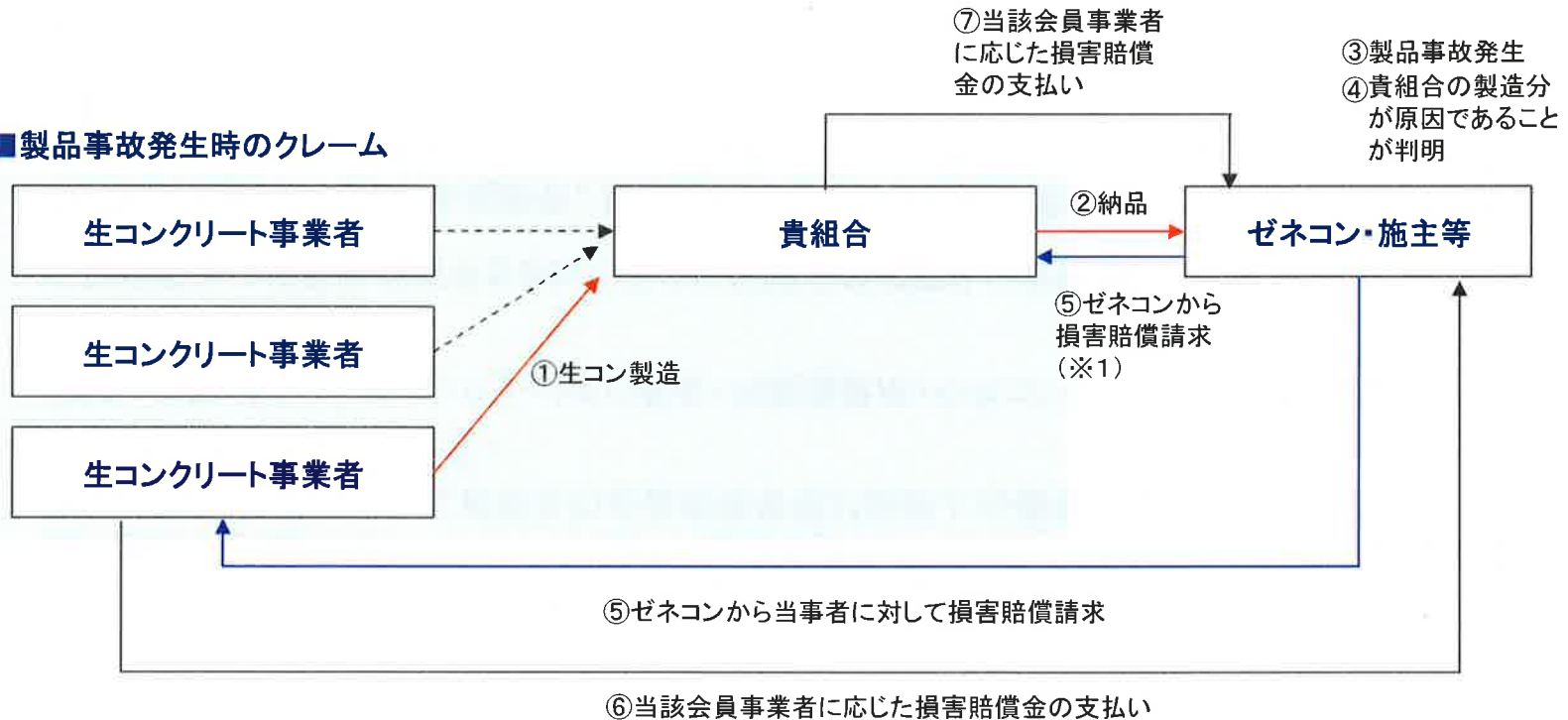
(※2) 生産物特約条項(国内PL保険)は、貴社の製品や仕事の結果により、第三者に「身体の障害」または「財物の損壊」が発生し、貴社が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です。

(※3) 「完成建物の損害」について、補償の詳細は、後記p6をご覧ください。また、会員事業者の業務内容によっては、補償対象とならない場合があります。

2. 万一、製品事故が発生した場合

万一、貴組合が製造し、貴組合を通じて出荷・納品・販売された生コンクリートの品質に問題があり事故が発生した場合、貴組合と貴組合の会員事業者様は、ゼネコン・施主等より、以下のような流れで損害賠償請求を受ける可能性があります。

■製品事故発生時のクレーム



(※1) 品質に問題があった当該生コンクリートを製造した生コンクリート事業者、または、貴組合に損害賠償請求を行います。また、当該生コンクリート事業者とそれ以外の事業者(調査会社)などにも賠償責任が発生する場合は、それぞれの事業者の過失割合に応じた賠償責任が発生します。

(※2) 貴組合が損害賠償金を負担した場合、責任割合に応じて会員事業者様に対して求償を行います。

3. 『生コンクリート協同組合向け国内PL保険制度』の概要

- ・『生コンクリート協同組合向け国内PL保険制度』は、貴組合が製造した生コンクリートの品質の欠陥に起因して、第三者に「身体の障害」や「財物の損壊」が発生した場合や完成建物に損壊が発生した場合、貴組合または貴組合の会員事業者様が法律上の損害賠償請求を負担することによって被る損害を補償します。
- ・品質に欠陥があった生コンクリートの「撤去・再製造費用」や生コンクリートの「回収・廃棄費用」も補償します。
- ・保険期間中に損害賠償請求をされた場合に保険金のお支払い対象となります。
- ・この保険制度は、貴組合を契約者、貴組合と会員事業者を被保険者としてご契約をいただく団体契約となります。会員事業者様は、本保険制度に対して全員加入・任意加入(※)のいずれも可能です。

(※)本保険制度については、どの会員事業者で事故が発生しても安心である全員加入をお勧めします。

4. 補償内容

<1> 補償内容一覧(例)

『生コンクリート協同組合向け国内PL保険制度』は、合計で4種類の補償をセットにしています。それぞれの補償内容の一覧表は、以下のとおりです。

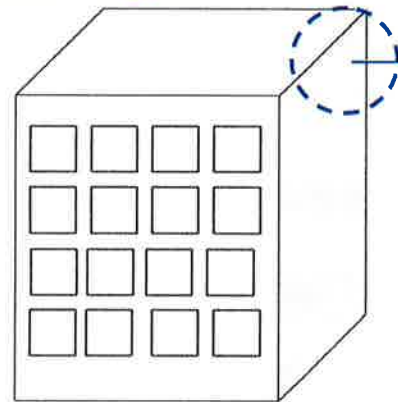
補償内容	保険金額／免責金額
<1> 第三者の「身体の障害」や「財物の損壊」の補償	1請求・保険期間中：10億円限度 免責金額：1,000万円
<2> 「完成建物の損壊」の補償 <small>第三者の「身体の障害」や「財物の損壊」が発生していない場合でも補償対象となります。</small>	1請求・保険期間中：10億円限度 免責金額：1,000万円
<3> 生コンクリートの「撤去・再製造費用」	1請求・保険期間中：5,000万円限度 免責金額：なし／縮小てん補：95%
<4> 生コンクリートの「回収・廃棄費用」	1請求：100万円限度 保険期間中：1,000万円限度 免責金額：なし

(※) <3>と<4>については、保険金額が低く設定されますので、ご注意ください。

<2> 第三者の「身体の障害」または「財物の損壊」

貴組合が製造した生コンクリートの品質の欠陥(※1)に起因して、生コンクリートを流し込んだ完成建物(※2)に欠陥が発生し、第三者(※3)の「身体の障害」または「財物の損壊」が発生した場合に、貴組合や会員事業者様が負う損害(※4)を補償します。従来からの一般的な国内PL保険の補償内容に相当します。

<具体例> 生コンクリート協同組合が製造した生コンクリートの品質に問題があり、完成建物(※2)の外壁の一部が剥がれ落ちて、第三者である通行人がケガをした場合、外壁の下に停車していた車両が破損した場合などを補償します。



生コンクリート協同組合が製造した生コンクリートが用いられた建物の壁の一部が剥がれ落ちて「身体の障害」や「財物の損壊」が発生

(※1) 生コンクリートの品質に欠陥の事例

- ・生コンクリートの配合時の機械インプットを誤ってしまい、強度不足が発生。
- ・生コンクリートに誤った加水を行ってしまった。

(※2) 完成建物

生コンクリートが原材料またはその一部をなす工作物をいい、建設中の建物も含まれます。

(※3) 第三者

貴組合と貴組合の会員事業者様以外をいいます。例えば、通行人や完成建物の入居者、他の工事業者をいいます。

(※4) 会員事業者様が賠償責任を負う場合

『生コンクリート協同組合向け国内PL保険制度』は、生コンクリートの欠陥による第三者への損害を補償する保険です。工事中、つまり、生コンクリートを流し込んでいる中で発生した第三者の「身体の障害」または「財物の損壊」については、別途、請負業者賠償責任保険などの保険を手配する必要があります。

<3> - 1. 「完成建物の損壊」の補償内容

貴組合が製造した**生コンクリートの品質の欠陥**(※1)に起因して、生コンクリートの引渡し後に生コンクリートを流し込んだ**完成建物**(※2)に欠陥が発生し、「**完成建物**(※2)の**損壊**」が発生し、会員事業者様が賠償責任を負う場合(※3)補償します。

「身体の障害」や「財物の損壊」が発生していなくても補償対象となります。

※不良完成品損害担保追加条項(生コンクリート事業者用)にて補償します。

<完成建物の損壊>

完成建物(※2)が**一般的な住宅や建築物の場合**(※4)、**完成建物**(※2)に**構造耐力不足が発生した場合**(※5)も**完成建物**(※2)の**損壊**に含まれ、この保険制度の補償対象となります。

(※1)生コンクリートの品質に欠陥の事例

- ・生コンクリートの配合時の機械インプットを誤ってしまい、強度不足が発生。
- ・生コンクリートに誤った加水を行ってしまった。

(※2)完成建物

生コンクリートが原材料またはその一部をなす工作物をいい、建設中の建物も含まれます。

(※3)会員事業者が賠償責任を負う場合

『生コンクリート協同組合向け国内PL保険制度』は、生コンクリートの欠陥による第三者への損害を補償する保険です。工事中や生コンクリートの積載中に発生した第三者の「**身体の障害**」または「**財物の損壊**」については、別途、施設賠償責任保険や請負業者賠償責任保険などの保険を手配する必要があります。

(※4)完成建物が一般的な住宅や建築物の場合 (土木建築)

完成建物が建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物またはこの建築物に付属し、かつ物理的に一体をなしている工作物である場合をいいます。

(※5)構造耐力が不足した場合

生コンクリートを製造した時点での建築基準法第20条に規定する基準を満たさない場合をいいます。

<3>-2. 「完成建物の損壊」の補償とならないケース

「完成建物(※)の損壊」の補償について、以下に該当する場合は、補償対象とはなりませんので、特に注意ください。

- ・ 「完成建物(※)の損壊」の補償は、生コンクリート協同組合または会員事業者が完成建物の“全体”の工事をしている場合は、補償対象外となります。

<注①> 殆どないケースですが、生コンクリート協同組合または会員事業者が、完成建物の“全体”の施工工事を行っている場合は、完成建物全体が国内PL保険の免責事由に該当するため、保険金支払の対象となりません。

完成建物の一部のみを工事している場合、つまり、完成建物の一部となる生コンクリートのみを製造している場合、完成建物を不良完成品とみなして、不良完成品担保追加条項にて補償対象とすることができます。

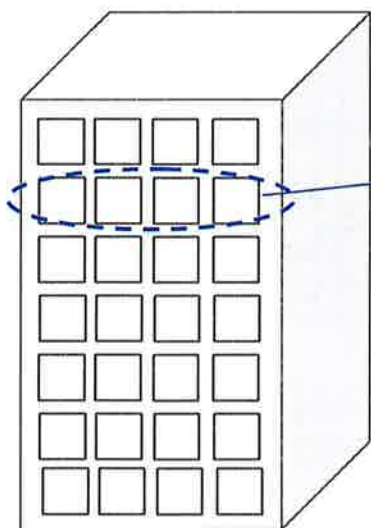
<注②> 『生コンクリート協同組合向け国内PL保険制度』は、生コンクリート協同組合またはその会員事業者を引受対象とする保険です。よって、工事施工事業者や生コンクリート圧入事業者を被保険者として設定することはできませんので、特にご注意ください。

(※)完成建物

生コンクリートが原材料またはその一部をなす工作物をいい、建設中の建物も含まれます。

<3>-3. 「完成建物の損壊」の具体例

貴組合が製造した生コンクリートの品質に欠陥があり、その結果、完成建物^(※1)に対して強度不足の発生、振動の発生、外壁のひび割れ等の損壊が発生し、「完成建物^(※1)の損壊」が発生した場合、品質に欠陥があった生コンクリート^{以外}の部分に発生した完成建物の損害を補償します。



<想定事故事例－完成建物の損壊>

貴組合が製造した生コンクリートに極端な強度不足が発生。会員事業者は、7階部分のコンクリートのみを製造^(※2)して、作業を行った。生コンクリートが引き渡された後、7階部分に強度不足が発生していることが判明。同時に振動とひび割れも発生し、完成建物^(※1)に対して修理^(※3)が必要となった。

(※1) 完成建物

生コンクリートが原材料またはその一部をなす工作物をいい、建設中の建物も含まれます。

(※2) 7階部分のコンクリートのみ製造

ケースとしては、きわめて稀と判断されますが、生コンクリート協同組合または会員事業者が建物1棟をすべて工事していた場合は、<2>「完成建物の損壊」の補償対象外となります。

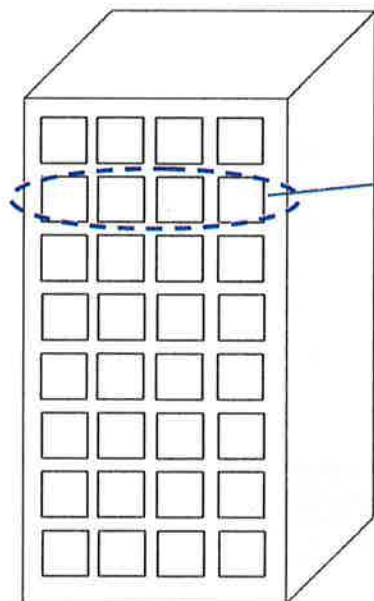
(※3) 修理

- ・生コンクリートの除去費用：<3>生コンクリートの撤去・再製造費用
- ・生コンクリートの再製造費用：<3>生コンクリートの撤去・再製造費用
- ・完成建物に発生した損害：<2>「完成建物の損傷」の補償
- ・生コンクリートの廃棄費用：<4>回収・廃棄費用

<4>生コンクリートの「撤去・再製造費用」の補償

生コンクリート協同組合が製造して、不具合や欠陥が発生した当該生コンクリートの「撤去・再製造費用」を補償します。

<想定事故事例:生コンクリートの「撤去・再製造費用」>



貴組合が製造した生コンクリートに極端な強度不足が発生。7階部分のコンクリートが強度不足であることを原因として、完成建物に振動が発生した。

製品事故が発生した7階部分の当該生コンクリートのみを削(はつ)って、再度、コンクリートを流し込む場合、撤去費用と削(はつ)った後に流し込む生コンクリートの再製造費用を補償します。

<5>-1. 生コンクリートの「回収・廃棄費用」

万一、生コンクリートの品質に欠陥が発生した場合は、直ちに、完成建物^(※1)に使用された生コンクリートの回収・交換などを行う必要があることを国内PL保険では規定しております。

被保険者が支出した当該生コンクリートを完成建物^(※1)から回収する費用や廃棄費用を補償します。^(※2)

また、完成建物^(※1)に使用された生コンクリートの回収する費用や廃棄費用を被保険者以外の第三者から求償された場合は、<2>「完成建物の損壊」の補償対象となります。^(※3)

(※1) 完成建物

生コンクリートが原材料またはその一部をなす工作物をいい、建設中の建物も含まれます。

(※2) ただし、会員事業者様の製造した当該生コンクリートの再製造費用については、補償対象となりません。「生コンクリートの撤去・再製造費用で補償対象」となります。詳細については、p9を参照ください。

(※3) 完成建物の損壊については、p6を参照ください。

<5> - 2. 「回収・廃棄費用」の補償対象となる費用

完成建物の回収・撤去費用(※)については、以下の費用項目に限定されます。

- ①新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による事故に関する社告費用
- ②電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用(文書の作成費および封筒代を含みます。)
- ③生コンクリートに欠陥が発生しているか否かを確認するための費用
- ④欠陥が発生した生コンクリートの輸送費用
- ⑤欠陥が発生した生コンクリートの一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫その他の施設の賃借費用
- ⑥欠陥が発生した生コンクリートの廃棄費用

(※) 以下の①から⑩までの費用は含まれません。

- ①他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
- ②欠陥が発生した生コンクリートその他の財物の使用が阻害されたことについて、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害
- ③欠陥が発生した生コンクリートを回収する際のかし、技術の拙劣等により、通常の回収措置に要する費用を超過した費用他
- ④正当な理由がなく、通常の生コンクリートの回収措置に要する費用を超過した費用他
- ⑤生コンクリートの回収に関する特別の約定がある場合において、その約定によって通常の回収措置に要する費用を超過した費用他
- ⑥欠陥が発生した生コンクリートの修理または改修に要する費用
- ⑦代替品等の製造原価、仕入原価その他これに準じる原価
- ⑧欠陥が発生した生コンクリートと引き換えに返還されるその生産物または仕事の目的物の対価
- ⑨代替品等の輸送費用
- ⑩欠陥が発生した生コンクリートの回収により生じる人件費、出張費、宿泊費等

<6>対象製品と対象業務

『生コンクリート協同組合向け国内PL保険』の引受対象となる製品は、生コンクリート協同組合または会員事業者が**遡及日(※)以降**に製造した生コンクリートとなります。また、対象となる業務は、生コンクリート協同組合または会員事業者が**遡及日(※)以降**に行った仕事となります。

また、『生コンクリート協同組合向け国内PL保険』は、**損害賠償請求ベース約款**であり、保険期間中に損害賠償請求が提起された場合のみ補償対象となります。

(※)遡及日

通常は、初めてこの制度保険にご加入いただきました日をいいます。

5. 保険金額と免責金額(例)

<1> 保険金額

『生コンクリート協同組合向け国内PL保険制度』の保険金額は、以下のとおりとなります。

<1> 第三者への「身体の障害」と「財物の損壊」

・1請求(1回の損害賠償請求について)・保険期間中:10億円限度(※1)(※2)

<2> 「完成建物の損壊」

・1請求(1回の損害賠償請求について)・保険期間中:10億円限度(※1)(※2)

<3> 生コンクリートの「撤去・再製造費用」

・1請求(1回の損害賠償請求について)・保険期間中:5,000万円限度(※1)(※2)

<4> 生コンクリートの「回収・廃棄費用」

・1請求(1回の損害賠償請求について):100万円限度(※1)

保険期間中:1,000万円(※2)

(※1)1請求

- ・同一の原因で複数の損害賠償請求が、異なる時間や場所で発生した場合であっても1請求となります。
- ・1請求で10億円以上の損害となった場合は、10億円を超える損害については、保険金は支払われません。

(※2)保険期間中

- ・複数回事故が発生して保険期間中に10億円を超過した場合は、10億円を限度として支払います。
ある会員の事故で10億円の保険金額の限度額を使い切った場合は、その他の会員で事故が発生した場合、補償されません。
- ・保険期間中の保険金額をすべて使い切った場合は、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

<2>免責金額

『生コンクリート協同組合向け国内PL保険制度』の免責金額(=自己負担額)は、以下のとおりとなります。

<1> 第三者への「身体の障害」と「財物の損壊」

・免責金額:1,000万円

<2> 「完成建物の損壊」

・免責金額:1,000万円

<3> 生コンクリートの「撤去・再製造費用」

・免責金額:なし／縮小てん補:95%

<4> 生コンクリートの「回収・廃棄費用」

・免責金額:なし

6. 保険金をお支払いできない主な場合

<1> 共通－①

次に掲げる賠償責任に対しては、保険金をお支払いできません。

(1) 共通の免責事項

- ① 被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する賠償責任
- ③ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
- ④ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- ⑤ 被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
- ⑥ 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
- ⑦ 排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任
- ⑧ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任

<1>共通-②

次に掲げる賠償責任に対しては、保険金をお支払いできません。

(2)生産物特約条項の免責事項

- ①生産物または仕事のかしに基づく生産物または仕事の目的物(※1)の損壊(生産物または仕事の目的物の一部のかし(※2)によるその生産物または仕事の目的物の他の部分の損壊を含みます。)自体の賠償責任
- ②被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任
- ③-1 被保険者は、完成工作物の損壊の発生またはそのおそれを知った場合は、完成工作物の損壊の発生または拡大を防止するため、直ちに、完成工作物の損壊の原因の調査および生産物または完成工作物について、検査、修理、取りこわし、再工事、解体その他の適切な措置(以下「改修措置」といいます。)(※3)を完成工作物に対して講じなければなりません。
- ③-2 被保険者が、正当な理由なく改修措置を怠った場合は、当社は、その改修措置を講じなかったことによる損害に対しては、保険金を支払いません。
- ③-3 生産物または完成工作物の改修措置が講じられた場合であっても、当社は、被保険者が支出して行った改修措置に要した費用に対しては、保険金を支払いません。(※3)

(※1)仕事の目的物

該当するケースは少ないかもしれませんが、貴組合または会員事業者(=被保険者)が建物1棟すべてを建設している場合、建物1棟が仕事の目的物に該当するため、建物自体に発生した損害については、免責に該当します。「完成建物の損壊」は適用されません。貴組合または会員事業者が建物1棟すべてを建設する場合は、この保険制度にご加入いただけません。詳細は、弊社までご連絡ください。

(※2)仕事の目的物の一部のかし

貴協会または会員事業者(=被保険者)が建物の一部の施工を行った場合、例えば、生コンクリートを製造して、後は他の建設会社が建築した場合などが仕事の目的物の一部のかしに該当します。この仕事の目的物の一部の瑕疵については、免責となりますが、「完成建物の損壊」で補償対象となります。

(※3)改修措置

生コンクリートの回収・廃棄措置が講じられた場合であっても、当社は、被保険者が支出して行った回収・廃棄措置に要した費用に対しては、保険金を支払いません。被保険者が支出して行ったこれらの費用のうち、生コンクリートの撤去費用は<3>「撤去・再製造費用」、生コンクリートの回収費用や廃棄費用については、<4>「回収・廃棄費用」にて補償します。

<2>「完成建物の補償」の免責事項

「完成建物の損壊」について、次に掲げる場合、保険金をお支払いできません。

(2)「完成建物の損壊」についての免責事項

- ① 貴組合または貴組合の会員事業者様が建物1棟をすべて工事していた場合は、補償対象とはなりません。
- ② 生コンクリートを流し込んだ以外の建物を損壊することなく、生コンクリートを建物から取り外すことが可能な場合(※1)は、建物に損壊が生じていないものとみなし、その建物に係る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ③ 生コンクリートが損壊した箇所を修理するなど、貴組合または貴組合の会員事業者様が製造した生コンクリートそのものを修理したりやり直したりすることで発生した損害(※2)に対しては、保険金を支払いません。

(※1) 生コンクリートを建物から取り外すことが可能な場合

該当するケースは少ないかもしれませんが、流し込みを行った生コンクリートが建物の他の部分を損傷することなく取り外しが可能な場合は、完成建物の他の部分に損害が発生していないため免責に該当します。

(※2) 製造した生コンクリートそのものを修理したりやり直したりすることで発生した損害
生コンクリートの「撤去・再製造費用」での補償対象となります。

<3>生コンクリートの「回収・廃棄費用」の免責事項

生コンクリートの「回収・廃棄費用」について、次に掲げる場合、保険金をお支払いできません。

(3) 完成建物の回収・廃棄費用の免責事項

- ① 貴組合または会員事業者様が第三者から修理や改修費用を求償された場合は、「完成建物の損壊」の補償対象となります。
- ② 生コンクリートの回収・廃棄を行うにあたっては、以下の通知が必要となります。
 - ・回収・廃棄の開始予定日
 - ・回収・廃棄の方法
 - ・回収・廃棄する生コンクリートの種類、型式等
 - ・回収・廃棄する生コンクリートの製造、販売等の数量
 - ・上記までの事項のほか、当社が特に必要とする事項を求めた場合は、その事項
- ③ ②の通知がなかった場合、当社が被った損害を差し引いて保険金を支払います。

7. 保険金額プラン

第三者賠償	10億円 免責金額1000万円
完成建物の損壊	10億円 免責金額1000万円
生コンクリートの 撤去・再製造費用	5000万円 免責金額なし・縮小95%
生コンクリートの 回収・廃棄費用	1請求100万円 保険期間中1000万円 免責金額なし



Sompo Japan
Nipponkoa